

日本国・皇學館大学と中華人民共和国・復旦大学人文学院中文系間の

教育・学術交流に関する協定書

皇學館大学と復旦大学人文学院中文系(以下「両大学」という。)は、相互の友好を深め、教育・学術交流を促進する目的のもとに、交流に関する協定を締結する。

第一条 両大学は、学生の教育研究の機会を拡大するとともに、教員・研究者の学術研究を進展させるために、相互に協力するものとする。

第二条 前条の協力は、次の事項にかかわるものとする。

- (1) 学生の相互交流
- (2) 教員・研究者及び職員の相互交流
- (3) 教育及び研究上の情報並びに資料の交換
- (4) 国際的な研究・教育活動の協力
- (5) その他、必要と思われる事項

第三条 両大学は、前条の各号に必要な事項について協議して定める。

第四条 両大学は、第二条にかかわる財政上の事項については協議して定める。
また、両大学が適切であると判断する助成機関に支援の申請ができるように、両大学は相互に協力する。

第五条 本協定は、両大学の代表者の署名により発効し、その有効期限を五年とする。

第六条 本協定の内容は、両大学の合意のもとに必要に応じて改廃できるものとする。

第七条 本協定書は、日本語及び中国語により作成し、両大学が各一部を保管する。

皇學館大学
学長

清水 潔

2015年12月15日

復旦大学
人文学院院长

陳引馳

2015年12月15日

中国復旦大学人文学院中文系与日本国皇学馆大学
教育及学术交流协议

为了促进復旦大学人文学院中文系与皇学馆大学的友好交流；谨以学生教育和学术交流为目的缔结本交流协议。

第一条 双方在提供更多的学生教育研究机会方面加强合作，同时在增进教师和学者的学术交流方面互惠互助。

第二条 上述条款之具体内容如下：

- (1) 学生的相互往来
- (2) 教职员以及学者的相互交流
- (3) 互通互换教育研究方面的信息资料
- (4) 开展共同研究，促进教育活动之合作
- (5) 其它有关必要事宜

第三条 双方对以上条款中必要事项进行协商并形成决议。

第四条 双方对第二条中涉及经费等之事项进行协商。另外，共同向双方认可的赞助机构联名申请资助。

第五条 本协议经双方代表签署生效，有效期五年。

第六条 经双方同意，可以修改和废除本协议。

第七条 本协议中日文版双方各持一份。

復旦大学人文学院院长

陳引馳

2015年12月15日

皇學館大学校长

清水 潔

2015年12月15日